

令和3年10月28日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 飯塚美江

[REDACTED] 处分撤回請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所 [REDACTED])

口頭弁論終結日 令和3年9月2日

判 決

控訴人 [REDACTED]

(以下「控訴人 [REDACTED]」という。)

同所

控訴人 [REDACTED]

(以下「控訴人 [REDACTED]」という。)

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被控訴人

国

同代表者法務大臣

古川禎久

同指定代理人

芳村信夫

淵政博

宮脇智砂子

石井貴子

永井房子

南部敦

主文

1 控訴人の控訴をいずれも棄却する。

2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 本件を東京地方裁判所に差し戻す。

第2 事案の概要（以下、略語は、新たに定義しない限り、原判決の例による。）

1 控訴人 [] は、叔父である本件被相続人が [] に死亡したことに伴い、本件相続に係る納付すべき相続税として、①平成30年7月20日に1846万6700円を期限内申告により全額納付し、②同年9月11日に修正申告により369万3400円を全額納付し、③令和2年6月11日付けの本件修正申告により、同月15日に515万1400円を全額納付した。

本件は、控訴人らが、被控訴人に対し、行訴法4条に定める公法上の法律関係に関する確認の訴えにより、控訴人 [] が納付すべき本件相続に係る相続税のうち、上記③の本件修正申告が無効であると主張し、控訴人 [] の相続税について、納付すべき税額2216万0100円（上記①の1846万6700円及び上記②369万3400円の合計額）を超えて納税義務を負わないとの確認を求める解される事案である。

原審は、控訴人 [] が本件修正申告による納税義務に基づいてその相続税額の全額を納付済みであるから、納税義務が既に消滅しており、控訴人 [] については、自己の権利又は法律上の地位に危険又は不安が存在するとはいえないから、いずれも確認の訴えとして不適法なものとして、却下されるべきである旨の判示をして、控訴人らの訴えをいずれも却下した。

控訴人らは、原判決を不服として本件控訴を提起した。なお、控訴人らは、本件口頭弁論期日において、本件控訴を提起した趣旨が、本件を東京地方裁判所に差し戻し、本案の審理を求める旨を述べた。

2 前提事実並びに争点及び争点に係る当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」の1及び2（原判決2頁9行目から同4頁6行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの本件訴えは、不適法であり、これらをいずれも却下し

た原判決は相当であると判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1及び2（原判決4頁8行目から同5頁22行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

なお、控訴人らは、原判決を取り消して本件を東京地方裁判所に差し戻した後、別紙控訴状記載のとおりの要求をしたいと述べるが、いずれも本訴について原判決を取り消すべき理由とはならない（控訴人の主張を裏付ける証拠はないが、原判決説示のとおり、別途の方策〔例えば、更正の請求等〕を取るほかない。）。

2 結論

以上によれば、控訴人らの本件訴えをいずれも却下した原判決は相当であつて、控訴人らの本件控訴はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官

三 月 比 又

裁判官

上 田 洋 幸

裁判官

品 川 英 基

別紙

控訴状

令和3年(仮)第 27号
民事第 38部
民事事件簿

令和3年2月25日

控訴人住所 [REDACTED]

控訴人 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

事件番号 [REDACTED]

処分撤回請求事件について

令和3年2月12日に言ひ渡された判決
は全部不服であるから控訴する。

原判決の表示

1. 本件各訴えをいずれも却下する。
2. 訴訟費用は原告らの負担とする。

控訴の主旨

原判決を取り消し次ぎのように要求



する。

要求 (1) 便途不明金が無い事を確認
可る。

(2) 小川事務官が公文書偽造までして、この様な処分を行あうもいた
意図を明らかにしてほしい。

(3) この様な便途不明金を作つて
介護施設の納入を危うつた場合
施設から請求がくる事が明らかで
ある。この様な明白な犯罪行為を行
う事は不可能である。小学生でも
わかる事柄を理解せず原判決は
コロナ工事まで多忙すぎるにしても論理
性に欠ける。

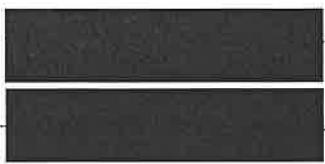
最後に不適正申告と言ふ点で本件の

訂正が不可能となり原告等は多額の
損失を被る事となり。

従つて税法等に全く無知な主婦や老人
から多額の金銭と詐取しようとした
国税当局に対し修正申告と同額の
慰謝料を請求する。

東京高等裁判所即ち。

世田谷税務署から



2019年

7/23 世田谷税務署の
事務官様
主査様
が家に来て通帳等を見せて下さい。

7/24 税務署からTEL 4000万円ばかり

7/26 " 弁護士の持つていて
事類を送れ
送った。

8/22 頃収着があり、要(税務署)
送ったものは返さないと言われ 弁護士から
送り返しきもらつたもので返して送った
(長野に届いたのが遅い)

9/13 税務署の係官からTEL 全くわからないと
言つたが 長野まで福岡へに来る様子
どうぞ来て見て下さいと言つた。

9/17 税務署の係官からTEL 0.23. 600万円
言った。

9/18 10/15 [REDACTED] に世田谷税務署の係官さんが
東京から急いで長野から来て
明日は来ない、と言って東に相談らず 4000万円

10/20.23. 税務署からTEL 半年 4000万円と言つた。

2020年5~6月 27,24,23ヶ月と見て来た。
無いと言つたら、大きな置い物を gemacht うと言つた。

(1) 計数表

から出金した金額 年 45,000,000.-

に入金した金額 年 27,850,000.-

税務所に調べた金

叔父・叔母の為に借入金 年 8,403,923.-

叔父・叔母の葬祭費並びに入院費 年 8964,159.-

～令和2年6月までの家賃 年 3,300,000.-

10.6

税務署から来たもの、

の口座にかかる

ものと全く

関係ないものがある

何故かに載る

せんかねか

ない。

年月日	出金	入金	差額
	被相続人	N.S.	
	2,000,000		2,000,000
	500,000		500,000
	500,000		500,000
	500,000		500,000
	500,000		500,000
	500,000		500,000
	500,000		500,000
	500,000		500,000
	500,000		500,000
	500,000		500,000
	500,000		500,000
	500,000		500,000
	500,000		500,000
	500,000		500,000
	150,000		150,000
	450,000		450,000
	450,000		450,000
	500,000		500,000
	500,000		500,000
	2,000,000	1,480,000	520,000
			0
	2,000,000	1,500,000	500,000
	2,000,000	1,470,000	530,000
	2,000,000	1,000,000	1,000,000
	2,000,000		2,000,000
			0
	2,000,000	1,400,000	600,000
	2,000,000	1,500,000	500,000
	1,756,300	1,000,000	756,300
			0
			0
	1,000,000		1,000,000
	2,000,000	1,000,000	1,000,000
	2,000,000	1,500,000	500,000
			0
	2,000,000		2,000,000
	2,000,000		2,000,000
	2,000,000		2,000,000
	2,000,000		2,000,000
	2,000,000		2,000,000
	1,000,000		1,000,000
	1,180,000		1,180,000
	1,510,000		1,510,000
	2,000,000		2,000,000
	9,050,000	38,448,300	11,850,000
			35,848,300
			26,390,000
			4,590,000
			4,576,300

からの出金は全てインターネットキャッシング

1537657

(37)

資
料
あり

税務庁からきた数値、までたか
被相続人のために費消した金額

N.7

出資が多かった。
資料あり

年	月	家賃	家賃以外	計
		48,078	48,078	
		134,899	134,899	
		40,582	40,582	
		36,360	36,360	
		14,284	14,284	
		7,818	7,818	
		10,840	10,840	
		6,780	6,780	
		46,910	46,910	
		37,020	37,020	
		10,785	10,785	
		10,218	10,218	
		15,380	15,380	
		9,150	9,150	
		36,385	36,385	
		38,472	38,472	
		21,307	21,307	
		309,516	309,516	
		529,000	529,000	
		36,420	36,420	
		119,776	119,776	
		24,217	24,217	
		90,000	30,52	120,52
		90,000	38,408	128,408
		90,000	48,576	138,576
		90,000	69,650	159,650
		90,000	452,857	542,857
		90,000	24,783	114,783
		90,000	31,000	121,000
		90,000	44,672	134,672
		90,000	92,931	182,931
		90,000	109,000	199,000
		90,000	47,712	137,712
		90,000	61,250	151,250
		90,000	127,092	217,092
		90,000	124,452	214,452
		90,000	43,240	133,240
		90,000	46,432	136,432
		90,000	78,122	168,122
		90,000	45,380	135,380
		90,000	49,616	139,616
		90,000	361,837	471,837
		90,000	104,040	194,040
		90,000	50,356	140,356
		100,000	43,624	143,624
		100,000	137,354	237,354
		100,000	229,205	329,205
		100,000	73,756	173,756
		100,000	122,000	222,000
		100,000	40,000	140,000
		100,000	40,000	140,000
		100,000	51,404	151,404
		100,000	321,642	421,642
		100,000	44,544	144,544
		100,000	41,620	141,620
		100,000	65,642	165,642
		100,000	217,377	317,377
		3,280,000	5,123,923	8,403,923

父の入院
146,7000
叔父の葬儀
5845,387
夫の9
165,752.

計 8964,139

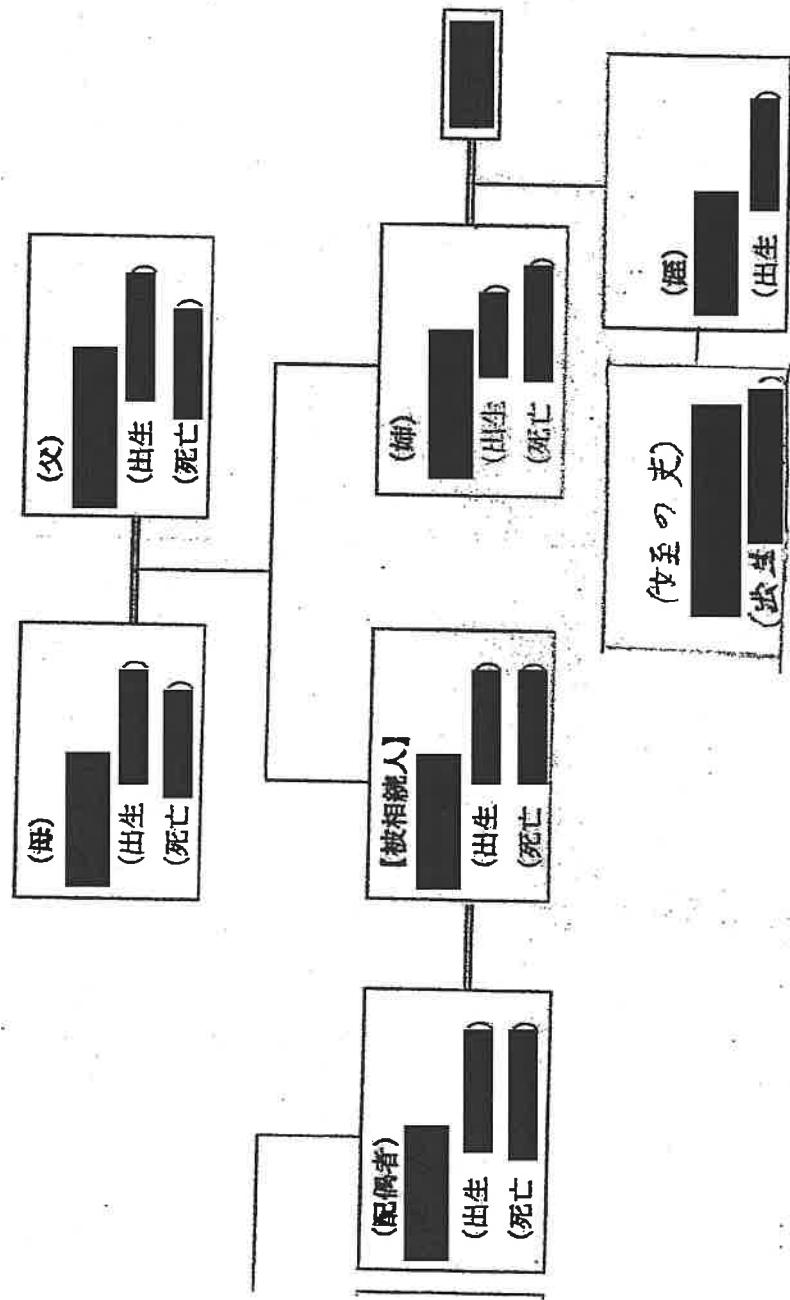
9943,488

物達、杏

138,020
+ 1800万

173,682,621 10月開院

家
系
圖



これは正本である。

令和 3 年 10 月 28 日

東京高等裁判所第 8 民事部

裁判所書記官 飯塚 美江

